

(通学定期乗車券の発売)

- 第 35 条** 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が、当社線を通学するため、常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書、又は第107条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を提出又は呈示して、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との相互間について、通学定期乗車券を発売する。
- 2 前項に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所の児童及び同法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園の児童が、通学のため、常時、区間及び経路を同じくして乗車する場合は、当社線内に限り前項の規定による指定学校の幼児に準じて、通学定期乗車券を発売する。
- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。但し、学校取扱規程第11条第5項及び第6項の規定による有効開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒もしくは児童が実習のため、実習場等まで通う場合で、社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて、通学定期乗車券を発売する。

第 36 条 削 除

(定期乗車券の一括発売)

第 37 条 同一の事業所（事業所に準ずる箇所及び指定学校以外の学校を含む。以下同じ。）又は指定学校に通う旅客に対しては、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定して、定期乗車券を一括して発売することがある。

(定期乗車券の継続発売)

第 38 条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券の有効期間内に、これと引換えに同一の種類及び区間（原乗車券区間内の一部区間の場合を含む。）及び経路のものを発売する場合は、新たに発行する定期乗車券の発行の日からその有効期間の開始日の前日までについて原定期乗車券の残余の有効期間を加算して発売する。